

② 考え方と経過

【柱の材質について】

1) 検討の内容と経過

遺構表示において木の質感等を重視した従前の整備検討経過を踏まえ、擬木等を用いるのではなく、木材による表示を継続することとした。

一方で、樹種については、現在クリ材を一律に用いているが、維持管理による耐久性を鑑みて検討を行った。それは、クリ材で発生が比較的多くみられた割れ等が原因の一つとみられること及びクリ自体は硬質な材だが、反面薬剤の注入に課題が生じている可能性があるとの指摘もあったことから、割れが少ないあるいは薬剤の注入が十分となるのであれば他の材を検討したいと考えたことによる。

なお、発掘調査においては柱材としてクリ材が主として確認されているが、他の材も調査で確認されている（岩手県教委2019）。

2) 検討結果

今回の修繕にあたっては、木材の質感の表示を重視しつつ、樹種については他の材も一部に採用し、経過や視覚的効果を把握することとした。クリ材以外にヒノキ材やスギ材が事例として想定でき、地域的な特性や発掘所見を加味しつつ、写真等によって色味等を検討した。また、視覚的な影響を鑑みて一つの建物は同じ材で修繕することとした。材の維持管理、金額や入手のしやすさ、今後の修繕計画の比較として材を採用することとした。これから今回の修繕に際しては下記の方針を採用了。

建物の一部修繕……一つの建物を構成する柱材の半数以下が傷んでいるものは、一部の柱について修繕を行い、他の柱材との視覚的な違和感を減じるため、現在の材と同様のクリ材を用いる。

建物の全体交換……一つの建物を構成する柱材のうち半数以上が傷んでいるものは、全部の柱をヒノキ材もしくはスギ材で修繕を行う。

【整備の手法について】

1) 検討の内容と経過

当地の自然環境の影響などもあり、接地面の付近から倒木に至るような傷みが発生している可能性が想定された。また、地中部分については、工事に際して状況を把握しつつ整備手法を検討する必要があった。

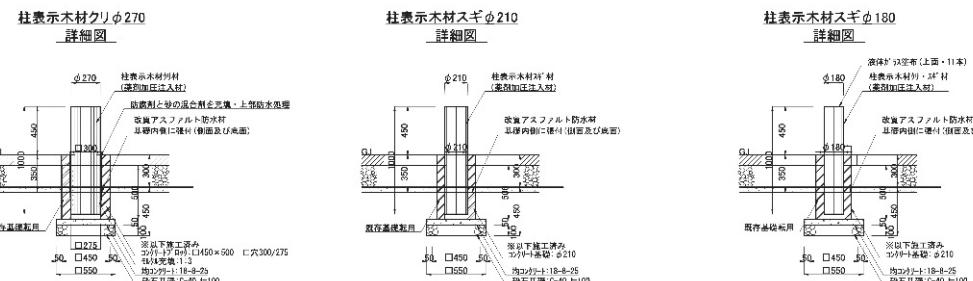


図3 施工詳細図

2) 検討結果

柱表示について雨水や凍結後の融解などが直接柱表示に影響を与えないよう、接地面の施工を行うこととした。また、柱表示材の上部は直接外的要因にさらされることから、何らかの保護、緩衝材を設置することとし、今回はコーティングの薬剤を塗布し、雨水等の影響の軽減をはかることとした。

3. まとめと課題

今回の修繕においては、整備事業からの劣化等の要因に対応するため、遺構表示の材質自体は木材による表示および空間のもつ雰囲気を維持することとし、一方で樹種については一部変更して実施することとした。全体的な再整備などが今後生じる可能性を考え、その際の検討材料となることなどを意図しているものである。変更による耐久性などの効果および表示の意義や目的との整合性などを判断していくこととした。

一般的に、遺構表示において何を目的として行うのか、原寸大の復元表示と柱表示による平面表示などによっても本来の表示の目的は異なると思われる。そして、それぞれの目的に対して配慮すべき及び重視すべき事項は異なってくるものと考えられ、つまり立体表示、平面表示などの表示手法によっても留意すべき点は異なるものと考えられる。考古学遺跡のプレゼンテーションの手法のひとつとして、史跡整備においてどういった手法を選択すべきか配慮すべき事項は多いが、今後堀外部の整備検討を行う上で、堀内部地区の状況や必要となったメンテナンスも含めて検討する必要がある。維持管理や全体のあり方も含め、今後も継続的に検討していきたい。

【参考文献】

文化庁文化財部記念物課 2004『史跡等整備のてびき』

【柳之御所遺跡に関する主な報告書】

【整備事業】

岩手県教育委員会 2010『柳之御所遺跡 第Ⅰ期保存整備事業報告書』岩手県文化財調査報告書第131集

岩手県教育委員会 2022『柳之御所遺跡 第Ⅰ-2期保存整備事業報告書』岩手県文化財調査報告書第163集

【発掘調査】

岩手県教育委員会 2018『柳之御所遺跡 堀内部地区内容確認調査 図版編』岩手県文化財調査報告書第154集

岩手県教育委員会 2019『柳之御所遺跡 堀内部地区内容確認調査 本文編』岩手県文化財調査報告書第155集

【註】

- i 今回の修繕に際しては、平泉遺跡群調査整備推進会議において、手法や選択について指導助言を得ている。また、工法の検討には文化財保存計画協会への委託業務による検討結果を含む。
- ii 宮城県多賀城跡で用いられているように銅板等を設置する手法も想定したが、視覚的な影響や費用対効果の不明点などもあり、今回は薬剤の塗布にとどめることとした。経過を観察し、今後の整備に際して再度検討していきたい。

11世紀陸奥・出羽の政治的拠点と平泉

佐藤嘉広

1 平泉以前の政治的拠点研究の課題

(1) いくつかの論点

本稿では、12世紀に日本の北辺に成立した政治拠点平泉と、同地域の11世紀代の拠点との関りを論じる。平泉以前、当該地域に強い影響力を持っていたのは、「俘囚」とも呼ばれた安倍氏及び清原氏である。

平泉を、奥六郡における安倍氏、山北三郡における清原氏の領域支配の延長上に成立した政治拠点とする見方は、今日、一般的といえる。関連して、1970年代後半に始まった為政者としての奥州藤原氏の性格についての議論を、安倍氏にまでさかのぼらせ、国家からの独立色が強いか、国家の地方機関としての性格かが論じられている。しかし、安倍氏・清原氏による領域支配の具体はほとんど明らかになっておらず、奥州藤原氏支配への「延長」とされるものは、おもに①血統的連續性、②支配領域の連續性、③拠点形態の類似性、によって説明されているように見受けられる。

一方で、次の2点については、研究者間でおおむねのコンセンサスが得られていると思われる。ひとつは、安倍氏及び清原氏の出自が、いずれも在地土着の「蝦夷」のみに単純に由来するものではなく、その事実がいつの時代かについては議論がありながらも、中央貴族の血筋と関連するというものである。もうひとつは、安倍氏、清原氏とも「在庁官人」であり、両氏とも陸奥守など中央からの派遣官、さらには中央貴族との結びつきを強めながら蓄財を重ね、勢力を蓄えていったとするもので、とくにも安倍氏については、奥六郡に影響力を持っていた鎮守府将軍の欠官を機にその権限を代行し、勢力を伸長させていったと見られている（渕原2013など）。

また、古くからの考証事項であった、史料に見える安倍氏・清原氏それぞれの勢力拠点の現地比定については、考古学的な調査の進展もあって、石坂柵や鶴脛柵などの安倍氏の一部の柵を除けば、当たりはずといえども遠くない地点に求められつつあるといえるだろう。

(2) 説明困難な重要課題

このような成果が積み上がりつつも、11世紀陸奥・出羽の政治的拠点^(注1)に関しては、記録史料が極めて少なく、また、時期決定に益する土器などの考古資料も少ないため遺跡の時代判別が難しく、さらに、それら考古資料の年代観も未だ検討途上にあることから、上記に関する研究には行き詰まりさえ感じられる。

加えて、史料^(注2)が極めて限定的であるため、以下の例に示すような、通常は一義的に議論されるべき内容の検討が進んでいない。

まず、安倍氏・清原氏の拠点及び支配領域を舞台として展開した前九年合戦と後三年合戦の本質的要因である。これらの合戦については、それぞれ「陸奥話記」（以下、「話記」という。）と「奥州後三年記」（「康富記」を含む）（以下、「後三年記」という。）が基本的史料であるが、史料中で説明される「婚姻の怨恨」や「慶賀來訪の無視」にはいずれも疑惑が示されていて、合戦の本質が糊塗されていると見られている。とはいえ、多くの研究者によるこれまでの説明は、当事者間の人間関係や私怨などを中心とするものであり、長期にわたる戦乱の要因の合理的説明にはたどり着いていないようと思われる。

次に、安倍氏及び清原氏の地域支配構造についてであるが、いずれも一族の拠点が領域内に複数点

在していることから、「同族連合」的支配体制が推測されている（高橋1991など）。また、後三年合戦時には、清原氏が同族連合的支配体制から脱却し、宗家への権力集中を図ろうと試みた可能性についても言及されている（高橋同前など）。しかし、「話記」・「後三年記」は、おもに戦時の状況を描写した物語であり、平時にどのような支配を行っていたかについての直接的記述は乏しく、結果、「柵」などの分布状況から演繹的に導かれた推測となっている。したがって、両氏の支配拠点と一族氏名との対比考証を越えて、それぞれの拠点の具体的な政治的・行政的性格についての議論は行われていない。安倍氏・清原氏がどのような領域支配を行っていたかは、現時点ではほとんどイメージできない状態なのである。

本報告では、こうした制約を十分に認識しつつも、11世紀陸奥・出羽の支配拠点と平泉との関係を論じるために、それぞれの拠点の立地などを検討し、さらに、おもに鎮守府将軍に着目して、前九年合戦と後三年合戦及び安倍氏・清原氏とそれら一族の拠点を検討して、政治拠点平泉との関係を整理してみたい。

2 安倍氏・清原氏の拠点とその立地（図1）

（1）安倍氏の拠点

ア 13の拠点

ここでは、安倍氏の拠点を「話記」に記載される河崎柵、小松柵、石坂柵、藤原業近柵、瀬原柵、大麻生野柵、鳥海柵、黒澤尻柵、鶴脛柵、比與鳥柵、厨川柵、嫗戸柵のいわゆる12柵に加えて、「吾妻鏡」中の「安倍頼時衣河遺跡」記載から衣川流域を含めた13の地点・地域として仮置きする。

これらの諸柵等と奥六郡域との関連については、古く板橋源（1961）が示したところであるが、近年の調査成果を踏まえて以下のとおり再整理する。

磐井郡内3、胆沢郡内5、和賀郡内1、稗貫郡内1、紫波郡内1、岩手郡内2

これより、13拠点が奥六郡域と磐井郡内に広く点在することが伺える。そのため、「柵」が軍事的性格に限らず、政治・行政機能をも有する拠点であろうとする推論が行われている。この場合、古代

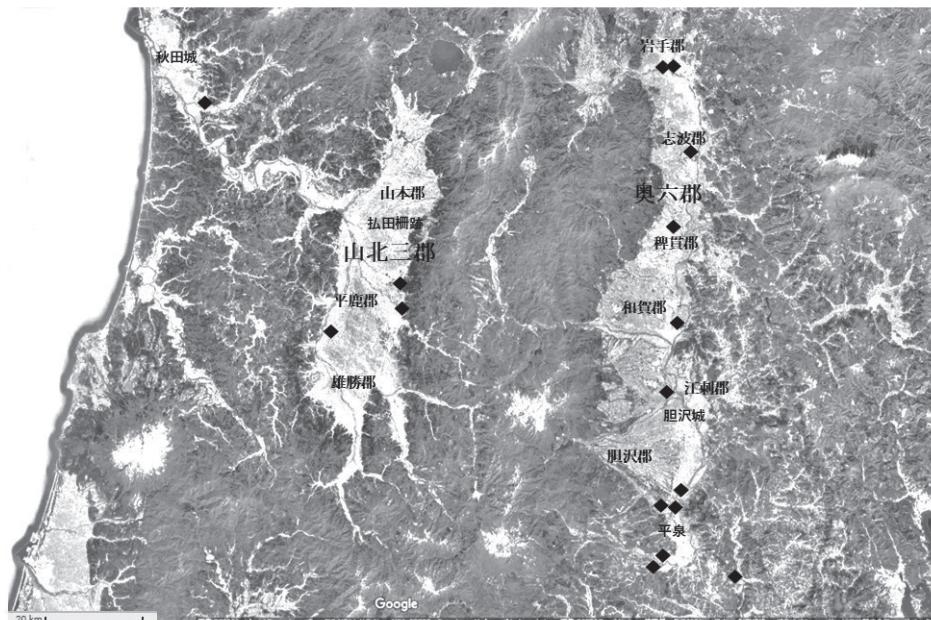


図1 奥六郡域・山北三郡域と安倍氏・清原氏の拠点推定地◆など（下図はgoogle map）



図2 北上川・雄物川と安倍氏・清原氏の拠点、及び律令国家の施設など（推定位置を含む）
(下図は地理院地図)

の郡域との対応を想定する必要もあるが、9世紀中葉以降の奥六郡域の建郡と郡制については議論が多く、安倍氏の諸柵を単純に古代の郡統治施設の延長として把握できるかは、慎重に検討を重ねる必要がある。まずは、表面的な対応関係が導かれる可能性を見ておく。

次に、これら13拠点の立地を確認する（図2）。

最北端の厨川柵から最南端の河崎柵まで、直線距離で約90km。これらの柵に沿って北上川が北から南へ流れている。有力な擬定地が北上川左岸となる河崎柵を除けば、他の拠点はすべて北上川右岸に沿っている。この立地は、古代の官道が関係していると考えてよいだろう。「延喜式」に記される北上川流域の駅家は、すべて北上川右岸に位置していると見られる。この点では、安倍氏の拠点が律令国家施設の延長上に構築されたと見ることができる。一方で、河崎柵のほか、前九年合戦の激戦地であった「黄海」も北上川左岸に位置していると見られ、磐井郡内が安倍氏の直接的な支配領域ではなく、金為行の支配下にあったと考えられていること（菅野1995）が説明できる立地であるともいえる。

イ 鳥海柵、厨川柵、衣川流域

次に、現地比定がほぼ確実視されている鳥海柵と厨川柵について、周辺の地形との関連を確認する（図3）。

鳥海柵跡（図4）は、岩手県金ヶ崎町西根地内に位置している。9世紀初頭に鎮守府が置かれた胆沢城から北西へ約2kmの場所である。胆沢川左岸の河岸段丘上に立地し、沖積低地との比高は約10m。胆沢川は鳥海柵跡から東へ約2～3km付近で北上川に合流する。2018年現在、22次にわたって発掘調査が行われていて、11世紀以来、遺跡周辺の地形が大きく改変されていないことがわかっている。東北縦貫自動車道が南東一北西方向に走り遺跡を分断している。自動車道の西側では、9世紀代の遺構・遺物が確認され、東側と様相を異にしている。遺跡内は、自然の流路をそのまま利用した堀状の低地部や人工的な堀跡によって区画形成が認められる。遺構面は全体として北西から東南に向かってわずかに傾斜し、掘立柱建物跡などが起伏に乏しい平坦な地形面で検出されている。柵跡の存続期間は、「話記」の記載から数十年程度と推定され、発掘調査で出土した土器などの考古資料もその時間幅を追認している（金ヶ崎町教委2017など）。

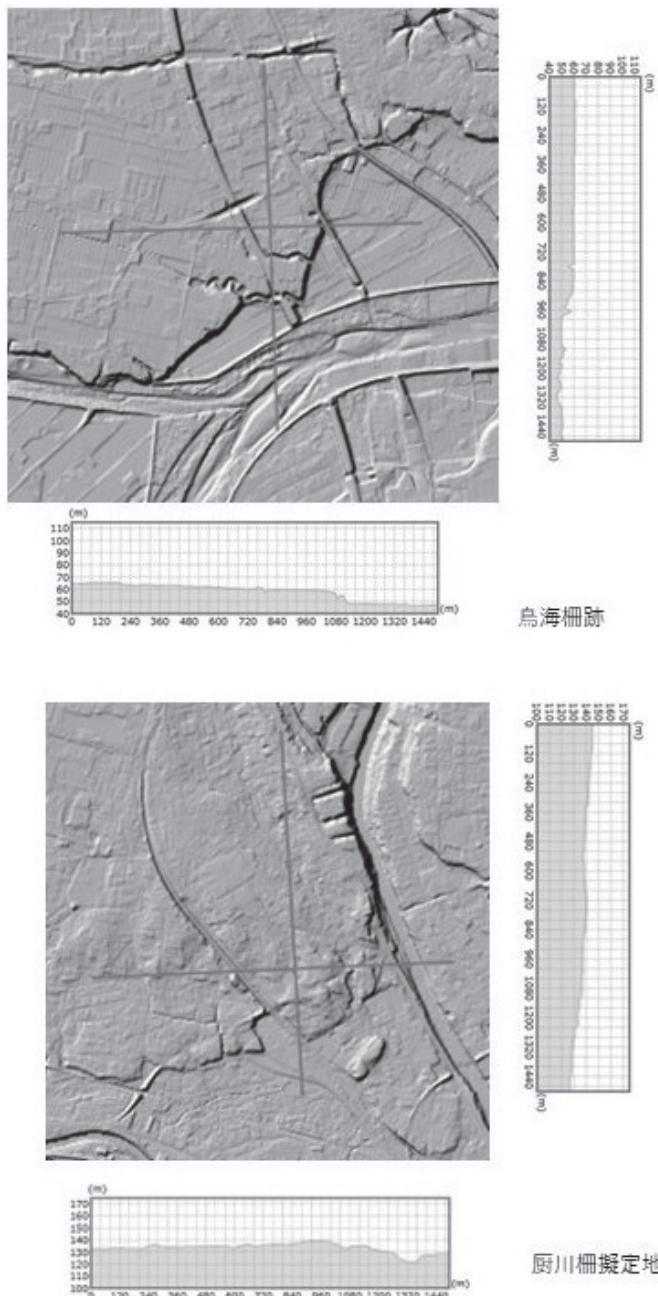


図3 鳥海柵跡と厨川柵擬定地の陰影図と断面図
(地理院地図から作成、断面図長1500m)

厨川柵は、確実な現地比定ではないが、岩手県盛岡市前九年から大新町一帯及びその周辺に位置していると考えられ、現在は大新町遺跡、大館町遺跡などと呼ばれている。東流する雫石川と南流する北上川との合流点の河岸段丘上に立地し、沖積平野との比高は5～6mほどである。鳥海柵跡より多少の起伏と傾斜があるものの、周辺低地との際立った比高差を感じさせない地形である。柵全体が堀によって囲まれているとする見解もあるが、確定していない。近接して、嫗戸柵が位置していると考えられている。

このほか、「話記」の記述や現在の地名などから、北上川との合流点に近い衣川北岸に、藤原業近

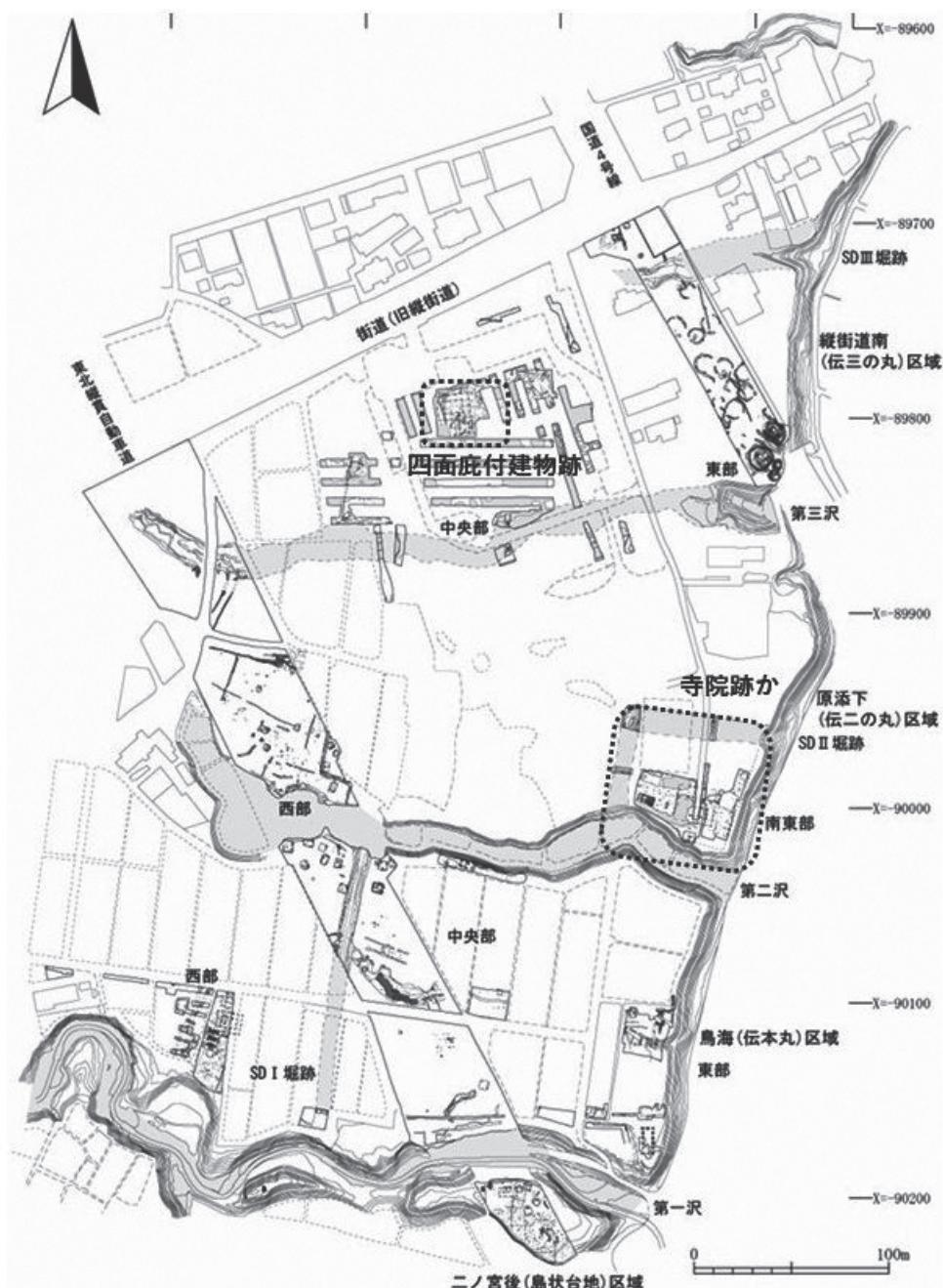


図4 鳥海柵跡全体図
(金ヶ崎町教委2014 P5図を改変)

柵、瀬原柵が置かれていたと推定されている。加えて、衣河関も近在していたことは確実である。「吾妻鏡」では、安倍頼時の時代に頼時の子息兄弟が家屋を構えていたとされ、衣関を設置し、小松楯、琵琶柵が所在したと伝える。琵琶柵は「話記」には見えず、また、小松楯が「話記」の小松柵と同一の対象物かについても不明であるが、それらの「柵」等に加えて、関山丘陵頂部から真北の延長上2km付近に、土壘等で区画された礎石建の寺院跡が所在していた事実からも、衣川流域が安倍氏一族にとって重要な地域であったことは動かないだろう。

ウ 3 抛点の性格

ここで、安倍氏の13抛点のなかの鳥海柵、厨川柵、衣川流域の性格について少し検討する。鳥海柵と衣川流域は直線で20km、鎮守府が所在した胆沢郡のおおむね北端と南端に位置する。一方、厨川柵は大きく北に離れ、衣川流域との距離は78kmである。

「吾妻鏡」の記事にいう、衣川流域に所在したとされる安倍氏一族の居宅と、鳥海柵ほかの諸柵との関係は明らかではない。衣川流域が、11世紀中葉ごろに行われた「漸出衣川外」の進出拠点であったと解釈することも可能であろう。一方、最北に位置する厨川柵は、「話記」から戦乱時の最後の砦とするほどの防御機能が備わっていたこと、多数の婦女子がいたことを固有の特徴と見ることができよう。前九年合戦の経過を鑑みると、安倍氏の各柵に居住等していた婦女子が、戦時において即時に厨川柵に集められたとは考え難い。

鳥海柵については、安倍富忠との合戦で負傷した頼時が、帰還経路にあたるとも考えられる厨川柵ではなく、鳥海柵で落命していることが知られるが、衣川流域の居宅への途中で力尽きたものと考えても矛盾しないように思う。文治5年9月に源頼朝が平泉から奥六郡に滞在した30数日間の「吾妻鏡」の記事で、厨川柵や頼朝による鎮守府八幡宮への奉幣が記されながら、鳥海柵に関してはまったく触れられていない意味を十分に検討する必要がある。

(2) 出羽における清原氏の拠点（図5）

次に、出羽側に所在した清原氏の拠点について記述する。それらは、安倍氏の拠点にも増して資料が少なく、加えて、清原氏の重要な拠点と目され、最も発掘調査が進んでいる大鳥井山遺跡について、同時代資料には「柵」としての記述がないなどの不明点がある。「後三年記」は、清原家衡がよったとされる沼柵及び後三年合戦において武衡・家衡が最後の砦とした金沢柵（城）を伝えている。

秋田県横手市大鳥町に所在する大鳥井山遺跡は、後世の記録となるが、大鳥山光頼、頼遠の居館と伝えられている（図6）。現在は、東西に延びる大鳥井山と南北に延びる小吉山のふたつの小丘陵の範囲を大鳥井山遺跡と呼んでいる。2009年現在、11次にわたって発掘調査が行われている。横手盆地の東端、雄物川の支流横手川右岸の丘陵端部に位置し、独立丘陵上を呈している。横手川に沿って北西に下った場合、雄物川までは約12kmとやや距離がある。また、低地部を挟んだ遺跡の東側にはもうひとつの独立丘陵があり、台廻館跡と呼ばれている。詳細は明らかではないが、大鳥井山遺跡と一連の機能を有していた可能性が考えられている。大鳥井山遺跡の清原氏拠点としての存続期間は100年以上と見られている（島田2022）。

同じく沼柵擬定地も秋田県横手市に所在する。横手盆地の西端近くを南北に流れる雄物川の東約500m、大鳥井山遺跡の西南西約12km付近、自然堤防状の微高地に擬定されていて、沖積面との比高は1mほどである。この連続する平坦面の面積は、おおむね50haであるが、一部独立丘陵上の高まりがあり、後世に構築された城館の中心部と目されている。部分的な発掘調査が行われているものの、全体像は不明である。

同じく金沢柵擬定地も秋田県横手市金沢中野に所在する。一部について発掘調査が行われていて、厨川左岸にある陣館遺跡を含めた丘陵端部一帯が柵の範囲として推定されているが、判然としていない。厨川は横手盆地東端から北西に流れ、10km弱で雄物川に合流する。擬定地付近は、平坦な沼柵擬定地はもちろん、大鳥井山遺跡に比してもその丘陵規模は際立っていて、平野部からの比高は、陣館遺跡の頂部で20m、金沢城跡の八幡社部分で110mである。

このほか、11世紀後半代の遺構・遺物を出土し、堀に囲まれた有力者居館と推定される秋田市虚空

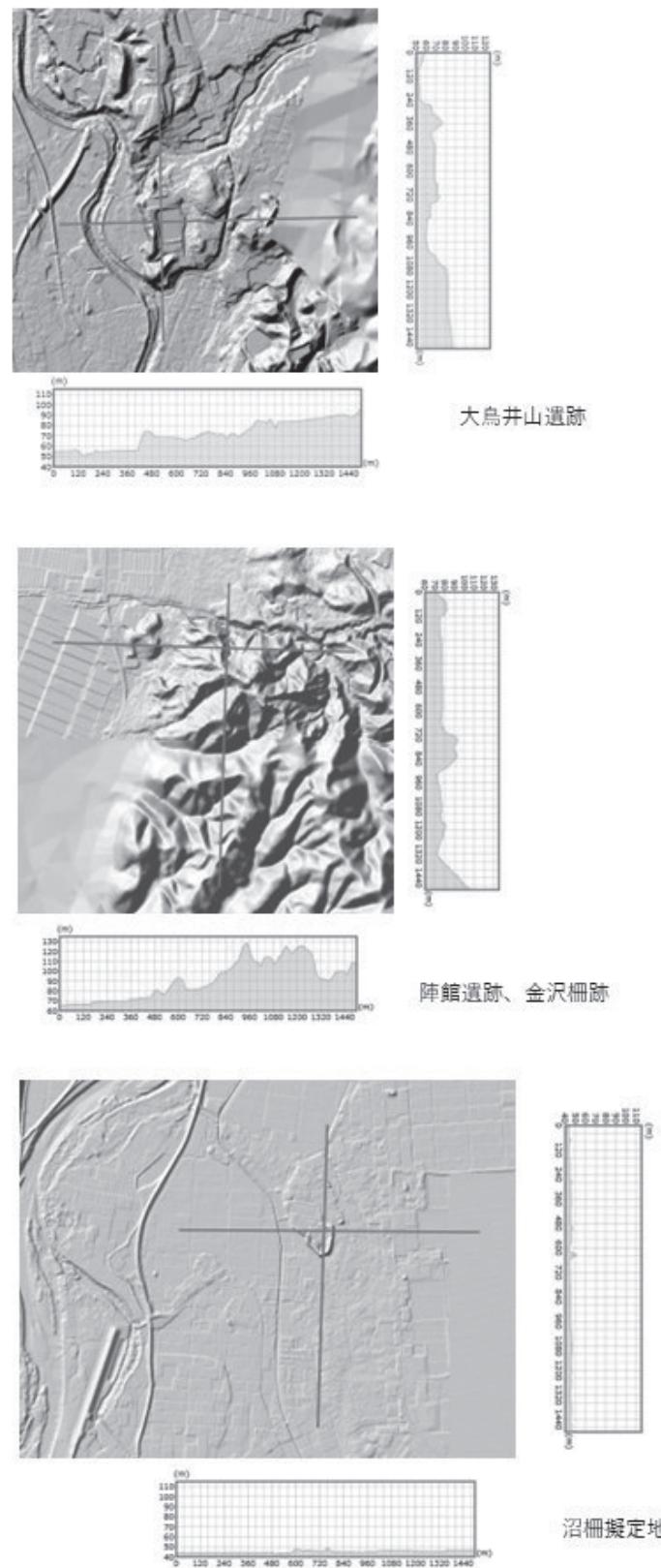


図5 大鳥井山遺跡、陣館遺跡・金沢柵跡及び沼柵擬定地の陰影図と断面図
(地理院地図から作成、断面図長は1500m)

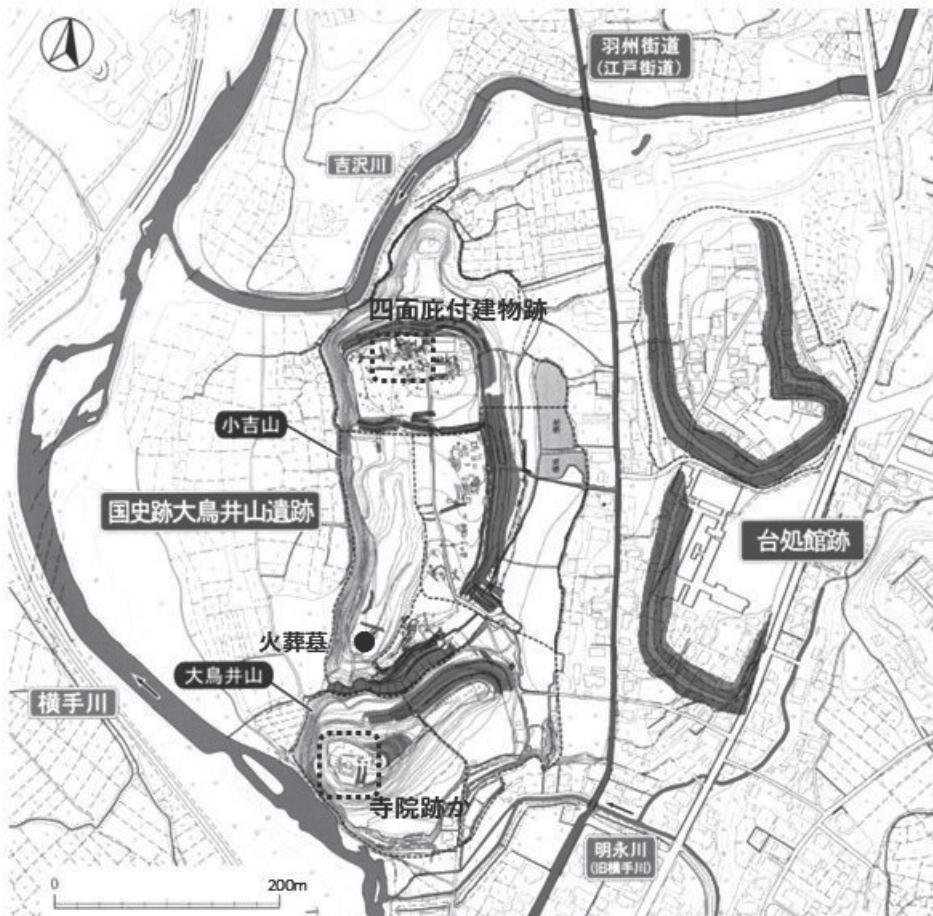


図6 大鳥井山遺跡全体図（横手市教委2020 P 4図を改変）

蔵大台滝遺跡が、清原氏と縁戚関係にある一族に関わる可能性が推定されている。岩見川に面した丘陵端部に形成されている。雄物川右岸までの直線距離は約4kmである。

(3) 古代陸奥・出羽の政治的拠点と平泉

ア 鳥海柵と大鳥井山遺跡の政治・行政を説明する遺構と遺物

上記のように、安倍氏・清原氏拠点のいくつかについては、やや具体的な様相が判明しつつある。例えば、鳥海柵跡や大鳥井山遺跡では、庇付きの大型建物跡が発掘されていて、それぞれ、安倍氏及び清原氏そのものの居宅または／かつ政治・行政的実務に関する施設として見られている。特に大鳥井山遺跡では、小吉山丘陵において、四面庇付建物跡に加え行政実務機能を担った可能性を持つ小規模な掘立柱建物跡が一定数確認されていて、これらと対応するかのように硯が出土している。

また、両遺跡においては、仏具等の出土は報告されていないが、仏堂の可能性のある建物跡も各1棟報告されている。さらに大鳥井山遺跡では、古い調査であるため年代が不確定であるものの、火葬墓が確認されている。この火葬墓を11世紀代のものとしてとらえ、仏堂と居宅との位置関係を意味あるものとして把握する考え方を提示されている。

イ 平泉との対比（図7）

これらの拠点について、平泉と対比する場合には以下の注意が必要である。

まず、拠点全体の構造である。政治拠点平泉には、大きく寺院域、政治・行政域が含まれ、そのほ

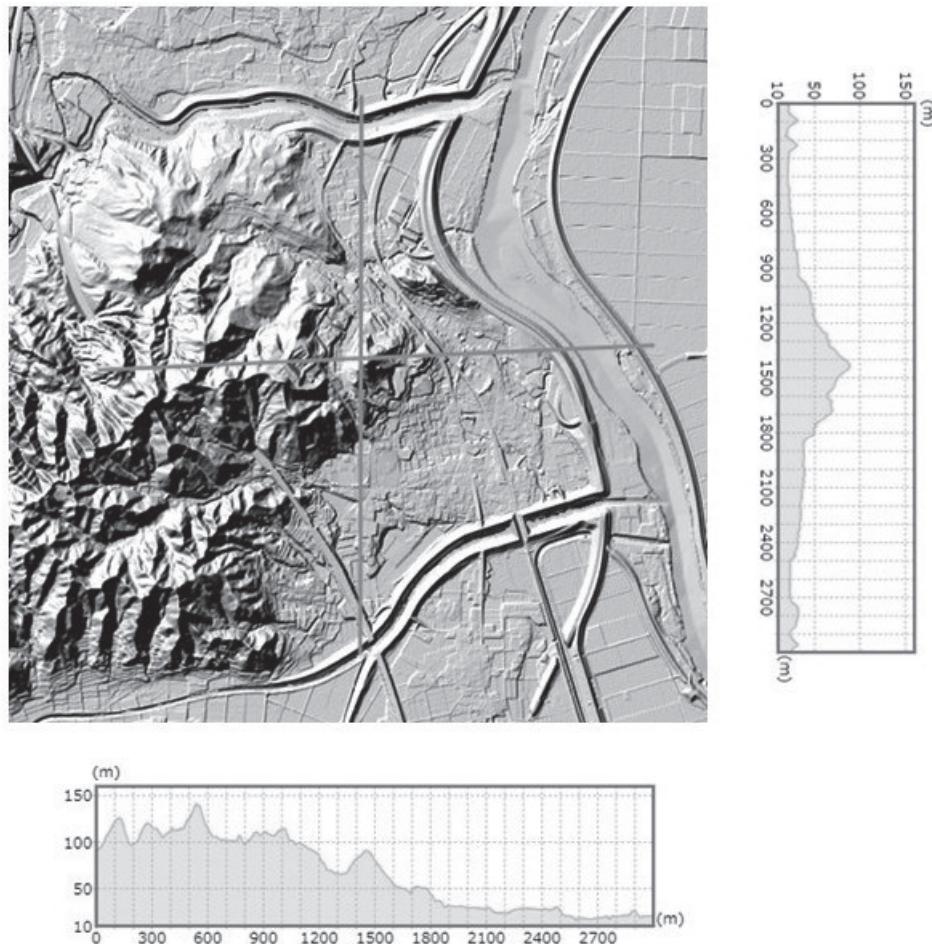


図7 平泉の陰影図と断面図
(地理院地図から作成、断面図長は3000m)

か都市的様相を示す地域が形成されていると見られる。それらの範囲全体は、 5.5km^2 以上に及ぶ。「平泉館」と呼ばれた政治・行政の実務域はほぼ柳之御所遺跡に対応すると考えられているが、とりわけ、約 5 ha の堀内部地区が実務の中心的な場所と目されている。

平泉を上記のように整理した場合、鳥海柵跡及び大鳥井山遺跡をどのように対応させることができであろうか。

鳥海柵跡については、四面庇建物跡が検出された縦街道南区域が政治・行政の実務域とみなされている。また、原添下区域から仏堂が、鳥海区域から工房等が検出され、それぞれ異なった場の機能があつたようにも考えられるが、鳥海柵の機能の中心が、縦街道南区域⇒鳥海区域⇒原添下区域と遷移しながらも独立的に併存した可能性が強く指摘されている。

大鳥井山遺跡については、大鳥井山西部地区に仏堂、小吉山西部地区に墓が所在し、それらが宗教空間として、小吉山北部地区や東部地区が居宅を含む政治・行政的機能を有していたと考えられている。個々の遺構は何時期かに区分されて考えられているが、11世紀後半には後三年合戦に対応して防御機能が拡充されたとされる。

鳥海柵跡、大鳥井山遺跡いずれも、平泉に比して政治拠点機能の推定根拠は弱い。そのため、平泉との明確な対応関係を示すことが困難である。両者は、一定程度の政治・行政実務が行われていたと

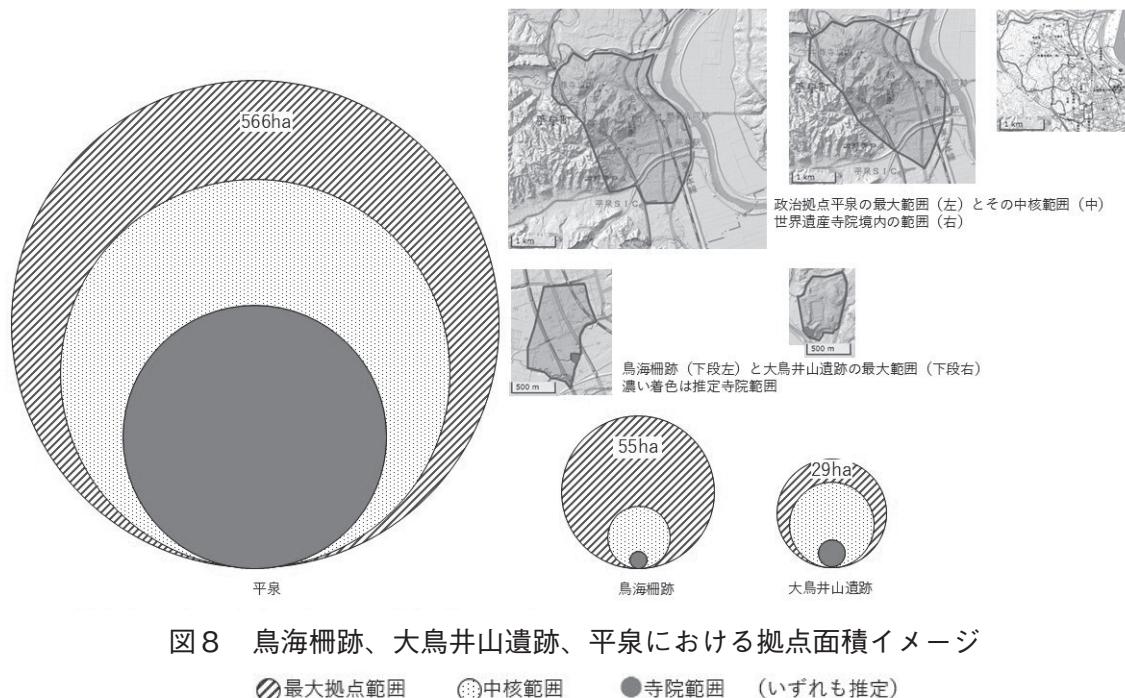


図8 鳥海柵跡、大鳥井山遺跡、平泉における拠点面積イメージ

◎最大拠点範囲 ●中核範囲 ●●寺院範囲（いずれも推定）

しても、平泉に比して機能的にも規模的にもコンパクトな拠点であることは動かないだろう。宗教性についても同様で、平泉の仏教寺院及び寺院跡が相対的に広い面積を有するのに対し、両遺跡におけるそれらの面積は狭小である（図8）。したがって、両遺跡が宗教色を持つ政治拠点であったとした場合でも、その宗教的（仏教的）特質は平泉に比して著しく小さいものであると考えるべきであろう。

ウ 拠点の立地と景観

次に立地である。鳥海柵跡、大鳥井山遺跡とも、大河川支流の中小河川に臨んでいて、大河川に直接臨む平泉とは異なった立地である。この点、沼柵擬定地は雄物川に直接臨んでいて、諸施設が広い平坦面に形成された可能性を持つ地形的特徴を含めて、拠点の性格を検討する必要があろう。沼柵擬定地からは、大鳥井山遺跡や金沢柵擬定地を経ることなく、雄物川をそのまま北流して秋田城に至ることが可能であった。これら二つの拠点から、なかば独立的であったと考えることも可能である。

地形と周辺景観について言えば、鳥海柵跡が広い平坦面を利用しているのに対し、平泉は、開析が進んだ古丘陵の先端に居館が形成され、低い丘陵及び小規模な扇状地形に寺院などの宗教施設及び都市的空间が形成される。両者の景観は大きく異なるものであったと考えてよい。

大鳥井山遺跡は、台処館跡を含め二つの独立した丘陵を包含した場合においても、全体規模が小さく、また、仏堂が所在するとされる大鳥井山丘陵も低平で、平泉における関山丘陵や金鶏山、塔山を含めた起伏に富んだ地形とは大きく異なった景観を形成していただろう。

拠点の立地は、周辺景観よりも機能的戦略的、さらには宗教的因素が重視されると考えられることから、その立地景観が類似しているか否かという観点は、土地選択の二次的な要因であつただろう。むしろ注意すべきは、政治拠点平泉が、安倍氏の13拠点と同様に、北上川右岸に位置していることである。

（4）政治拠点としての安倍氏・清原氏拠点（表1）

上記の安倍氏・清原氏の拠点を、政治拠点としての特徴（佐藤2023）に照らした場合、どのように把握できるであろうか。

表1 平泉と安倍氏・清原氏の拠点の比較

	期間 (年)	支配領域	政治・行政拠点 領域の形成	為政者と行政 実務者の集住	政治拠点を莊厳 する構造物等	支配の正当性を 示す象徴物	備考
平泉	100	奥六郡 +陸奥 +出羽	◎ 奥六郡域から 段階的に拡大？	◎ 奥州藤原氏 (吾妻鏡) (墨書木製品)	◎ 中尊寺、毛越寺 等の寺院 東西大路	◎ 金色堂 一基塔、経蔵	(陸奥出羽) 押領使? 鎮守府將軍 陸奥守
鳥海柵	50	奥六郡内?	鎮守府將軍の任 を代行?	安倍頼時、宗任	四面庇付建物 寺院?		陸奥国府又は鎮 守府の在庁官人 から? 六箇郡司?
厨川柵	50			安倍貞任 安倍氏関連子女			
衣川流域	50			安倍一族集住	○ 長者ヶ原廃寺		
大鳥井山 遺跡	100+	山北三郡 内?		清原光頼、頼遠	四面庇付建物 寺院?		秋田城又は払田 柵の在庁官人か ら?
沼柵	?			清原家衡			
陣館・金沢柵	?			清原武衡	寺院?		

ア 為政者及び行政機構の集中

まず、安倍氏及び清原氏を「為政者」とみなせるか否かを検討する。

安倍氏については「話記」冒頭の「不輸賦貢、無勤徭役」から、おそらく陸奥国府在庁官人として「賦貢」「徭役」を任務としていたと考えられ、行政的職権として少なくとも徵税と徭役調整を担っていたと考えられる。一方で、安倍氏側の意思である「不輸」「無勤」による収益によって、その支配領域と考えられる奥六郡域において、どのような事業が安倍氏により行われたか、また、行われなかつたかについての手掛かりはない。また、「話記」に繰り返される「白符」は、安倍氏の行政職を形成したと考えられる藤原經清によって発行され、徵税等の事務にあてられていたと考えてよいだろう。ただし、經清が安倍氏の行政実務を担っていたのは天喜4年（1056）以降の数年間と見られるため、「威權甚、使村落皆服」の数十年にわたり、「白符」が発行されていたかは確定できない。

また、鳥海柵、厨川柵、衣川流域のいずれも、家臣団集住をはじめとする行政機構については不明であり、少量の土器は出土するものの、考古学的遺物によても説明困難である。唯一鳥海柵では碁石状の土製品が出土し、複数の官人層が駐留した可能性を示唆している。

一方、清原氏については、出羽国内においての行政実務は、記録資料からは全く明らかではない。考古学的には、大鳥井山遺跡から硯が出土するなど、行政実務が推測される資料が出土している。鎮守府將軍としての清原氏はのちに検討する。

イ 権力と財力を莊嚴する装置

安倍氏、清原氏の拠点では、平泉のような莊嚴な宗教施設は確認されておらず、政治・行政の場と

しての「柵」が最大の莊嚴装置であった可能性がある。鳥海柵跡及び大鳥井山遺跡で仏堂跡も報告されているが、政務関連の建物跡など、「柵」内の他の施設に比して傑出した規模ではなく、また、出土遺物もほぼ無いことから、装飾も簡素であったと推定される。「柵」内及びその周辺において、平泉で確認されるような大路も確認されていない。唯一、衣川流域には長者ヶ原廃寺跡が所在し、他に比して莊嚴性を示している。約100m四方の築地又は土壘によって囲まれ、南北に門を持ち、本堂基壇が川原石で装飾された礎石建の建物であったことから、仮に衣川流域が安倍氏の政治拠点を構成していたとすれば、権力と財力を誇示するには十分であったかもしれない。

ウ 支配の正当性を象徴する事物

平泉においては閑山山頂の一基塔や金色堂が支配の正当性を可視的に表象していると考えられたが、それに対応する事物を安倍氏拠点及び清原氏拠点で見出すことは困難である。例えば、仏堂が遠方から可視できたとしても、それ自体が直ちに領域支配の正当性を根拠づけるものとはならない。仏教に基づく領域支配を背景とすることにより、初めて仏堂が支配の表象物として認識されるであろう。

また、大鳥井山遺跡では、拠点内に火葬墓が所在する。しかし、これもまた同様に、被葬者が為政者であった場合においても、廟又は祠堂として崇拜対象としての性格を有しなければ、単なる「厚葬墓」としての域を出ないであろう。大鳥井山遺跡の火葬墓は、被葬者が伝えられることがなく、領域支配を正当化することと結びつけて解釈することは困難であろう。

以上、安倍氏・清原氏の拠点に関しては、先に政治拠点の特徴として設定した3項目のうち、「為政者」はともかく、その他については現時点では不確実といわざるを得ない。

3 前九年・後三年合戦における陸奥国府と鎮守府将軍

(1) 前九年合戦の要因推定

次に、前九年合戦の要因を推定する。前後12年に及ぶ戦乱であることから、要因とすべきことも複数あり、また複合的であることも予想されるが、資料に制約が多く、深い議論ができない状態が続いている。

合戦の要因に莊園に関わる土地問題が関与しているのではないかと推測したのが、板橋源（1961）や大石直正（2001）である。

「話記」によれば、合戦が「阿久利河辺」で起こり、「金為行之河崎柵」、「黄海」が前半の主戦場となり、さらに「栗原郡営岡」、「松山道」、「磐井郡中山大風沢」、「萩馬場」、「小松柵」、「栗原郡、又磐井郡中村地」、「高梨宿并石坂柵」などが合戦後半の主戦場となるなど、後年摂関家領となる栗原莊や高倉莊内もしくは周辺、及び一部が保として管理されることになる磐井郡域が重要な舞台となっていることから、この地域の土地に関する何らかの紛争が発端となったことは、想像に難くない。

土地問題を考えるうえで、天喜3年（1055）3月の莊園整理令に注目する必要がある。この格は、寛徳2年（1045）以後の新立莊園を停止するという内容で、「対捍のものの交名を注進せしめる」という点は旧令にみえない（阿部1964）とされている。「阿久利河辺」の一件が起こり、源頼義が陸奥守に再任されるのが翌天喜4年（1056）であることを考え合わせると、この時点では明確な立莊には至っていないかもしれないが、栗原莊域及び高倉莊域における「対捍のものの交名」が合戦を加速させたことを推測できるのではないだろうか。

さらに、小川（2010）による「栗原莊の成立が、このような紛争の調停の帰結として頼義が主導した、前九年合戦の戦後処理の一環」とする見解や、滑川（2017）が指摘する小一条院の薨去（1051）後に、陸奥出羽の莊園管理と人事権が、小一条院の関係者から摂関家に移るとする点などからも、

「衣川外」における土地問題と前九年合戦を関連づけることができるのかもしれない。

関連して、「話記」冒頭で「漸出衣川外。不輸賦貢、無勤徭役。代々恣己雖蔑、上不能制之。」として記し安倍氏の対抗を伝えるが、注意すべきは、記載順からこの対抗が「衣川外」の事象であることが強く推定されることである。衣川内、すなわち奥六郡内では「而自称酋長。威權甚、使村落皆服。横行六郡、囚俘于庶士、驕暴滋蔓」であり、「漸出衣川外」以前の「父祖俱果敢」を承けた過去から継続する状態を描写した内容と見られ、同じく「不輸賦貢、無勤徭役」ではあったとしても、衣川の内と外を区別した説明として見るべきであろう。

(2) 後三年合戦と陸奥国府

ア 清原真衡と陸奥国府

後三年合戦前後の拠点について、鎮守府将軍を媒介として検討する。

前九年合戦後、清原武則が鎮守府将軍に補任される。この人事は、前九年合戦の論功行賞であるといわれるが、加えて、「不輸賦貢、無勤徭役」の状態にあった奥六郡域の行政を確実に遂行するためのものであったと考えてよいだろう。将軍の欠官が安倍氏の専横につながったと見られていたと考えられる。この段階で、鎮守府が従前どおり胆沢城に置かれていたかは明らかでないが、職務遂行のため、清原氏が陸奥側に拠点を移したことには疑いはない。清原氏は武則以後、貞（真）衡も鎮守府将軍に補任されたことが確実で、少なくとも2代以上、鎮守府将軍を務めたことになる。「後三年記」には「真衡…ひがごとををこなはず、…国宣を重くし、朝威をかたじけなくす、これによりて堺のうちおだやかにして…」と記述され、いつごろまで鎮守府将軍としての職にあったかは判然としないものの、清原真衡が国家側の立場にあったことを伝えている。

また、「後三年記」は、藤原清衡と清原家衡が、陸奥白鳥村周辺にあったと推測される真衡の館を攻撃した際に、陸奥国司の郎等が真衡館の所在する郡の検問をしていたこと、また、紛争の状況を国司に報告する立場にあったこと、さらに、真衡方に加勢したことを伝えている。

きよひら家ひら…真ひらが館をせむ、其時国司の郎等に三河国の住人兵藤正経…助兼…あひぐしてこの郡の検問をして、さねひらがたちちかくありける…たたかひのありさまを国司に申さるべき…

これらから、「後三年記」は明らかに「真衡=国府側」vs「清衡・家衡=反国府側」として描いている。陸奥守源義家は、「国司…國の政事をとどめてひとへにつはものをととのふ」状態に置かれていた。

イ 藤原清衡の奥六郡支配

真衡死後、清衡と家衡は一時的に陸奥守源義家に従うこととなり、その際、真衡が管轄していたとみられる奥六郡の分割をめぐって、家衡が義家に不服を申し立てる（「後三年記」）。

真衡…侵病頓死…清衡家衡…請降…太守免許之…六郡割分各三郡…家衡雖讒申兄清衡、太守不許也

これにより、後三年合戦の後半が開始されることとなる。しかし、なぜ家衡が不服だったかについては、家衡が奥六郡の北部三郡（岩手、志波、稗貫）を、清衡が南部三郡（和賀、江刺、胆沢）を管轄したのではないか、家衡に与えられた三郡は生産性が低かったのではないか、などと想像されているものの、具体的ではない。

清衡が江刺郡に「豊田館」を構えたとされていることから（移江刺郡豊田館於岩井郡平泉（「吾妻鏡」））、江刺郡が清衡に与えられたことは確実である。このことに加えて、以後、「清衡=国府側（義家）」vs「家衡（・武衡）=反国府側」の図式が定着したと見られるため、あくまで仮説の一つに過ぎ

ないが、分割された三郡のうち、鎮守府が含まれる郡（胆沢郡か）が、鎮守府将軍の職権に相当する内容を含めて清衡に与えられたことが、紛争を起こすほどの不満を家衡にもたらしたと考えておきたい。

ウ 鎮守府将軍と奥州藤原氏

後三年合戦後、清衡が清原氏に次いで鎮守府将軍に補任される条件は満たしていたと思われるが、鎮守府将軍に着任した形跡はない。一方で「奥六郡主」と呼ばれるなど、実質的に六郡内を支配領域としたとみられる。

清衡繼父武貞卒去後。伝領奥六郡（「吾妻鏡」文治5年9月23日）

また、以下のように、後日談として、清衡が「鎮守府将軍」と見なされることがあった。

故御館者。為秀郷將軍嫡流之正統。已上三代。汲鎮守府將軍之号（「吾妻鏡」文治5年9月7日）

鎮守府將軍清衡施砂金千両於寺僧千人。其時三綱某乞集五十人之分、以五十両金給広江寺法師（「古事談」第五）

後三年合戦以降、嘉応二年（1170）に秀衡が鎮守府将軍に単独補任されるまで、鎮守府将軍は陸奥守の「宛て職」とでもいうべきものとなっていた。国家は、形式的には陸奥北半の安定化を継続しようと試みたものとみられる。清衡が奥六郡域の支配を行うにあたり、陸奥国府支配下の鎮守府将軍職を忌避したのは、律令の官職にとらわれない独自の領域支配を進めたかったため、とみるのは、想像が過ぎるだろうか。仮に鎮守府が存置されていたとすれば、少なくとも、豊田館や平泉以外の場所であったことは確実であろう。

4 課題解決へのみとおし

以上で記したように、平泉に先行する11世紀代の陸奥・出羽の政治拠点を論じることには限界がある。また、それらと平泉との関係性についても、十分な論拠を提示できない場合が多い。おそらく、今後考古学的な調査が進展したとしても、文献史料が限られた中での議論は、あまり生産的なものにならないだろう。

しかし、安倍氏・清原氏の拠点とされる遺跡の立地の意味や、後三年合戦時における鎮守府将軍と陸奥国府との関係など、従来あまり検討されてこなかった課題に着目することにより、わずかながらでも、平泉以前の拠点の性格に近づくことができたのではないかと思う。

さらに、深い考察のないまま何となく自明とされてきたように思われる次の3点についても、今後のさらなる検討により、何らかの成果が期待されるのではないか。

- (1) 前九年合戦後、清衡が処刑されることなく清原氏に迎えられた理由
- (2) 後三年合戦後、清衡が清原姓ではなく藤原姓を用いた理由
- (3) 後三年合戦後、源義家が罷免された理由

論証は困難であるが、例えば、鎮守府将軍をキーワードとした場合、上記の3点について以下のようないい論理で説明できるかもしれない。

国家又は権門勢家は、馬、金などを安定的に確保するため、奥六郡域を陸奥国府の支配下におさめる必要があった。金についての史料は乏しいが、鎮守府将軍が補任されていた11世紀前半については、「陸奥交易馬」とされるものとともに、陸奥守や鎮守府将軍から摂関家などへの私的な貢馬が頻繁であった。その後は一時的に私的貢馬が影を潜め、「交易馬」が京都への納馬の主体を占めるよう